

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○森林法施行細則の一部を改正する規則

(林業振興課)

一

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

三

○認証食品の認証(二件)

(食産業振興課)

三

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

四

○土地区画整理事業の換地処分届出

(都市計画課)

四

○土地改良区役員就任及び退任届出(二件)

(仙台地方振興事務所)

四

○土地改良区役員住所変更届出

(同)

六

○土地改良区役員退任届出

(北部地方振興事務所)

六

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告(三件)

(契約課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁施設整備課)

二

公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

一四

規 則

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則(平成十二年宮城県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「省令」を「森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。)」に改める。

第十条第一項中「森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。)」を「省令」に改める。

第十九条中「第百八十八条第三項」を「第百八十八条第四項」に、「証票」を「証明書」に改め、

「様式第二十二号」の下に「又は様式第二十三号」を加える。

様式第二十二号を次のように改める。

身 分 証 明 書（職員用）	第 号
氏 名	
年 月 日 生	
<p>上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って調査等ができる者であることを証明する。</p>	
年 月 日	
宮城県知事	印

5.5センチメートル

8.5センチメートル

森林法（昭和26年法律第249号）抜粋
 （立入調査等）
 第188条（略）
 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

本証明書とあわせ、知事が発行した職員身分証明書を携帯し関係者に提示する。

様式第23号(第19条関係)

(表)

第 号

身分証明書(委任した者用)

住所
氏名
所属(所属がある場合)
上記の者は、森林法第188条第2項の規定により、他人の森林に立ち入って測量又は実地調査ができる者であることを証明する。

有効期限 年 月 日から
年 月 日まで
宮城県知事

印

5.5センチメートル

8.5センチメートル

(裏)

森林法(昭和26年法律第249号)抜粋

- (立入調査等)
- 第188条(略)
- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の土地に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 (略)
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百六十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇九〇〇四七	多賀城市福祉工場の多賀城市新田字南安楽寺八十七番地	就労継続支援B型	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会	平成二十五年一月一日
〇四二四〇〇二二	巨理町ゆゆう作業所 巨理郡巨理町中町字東二十一	就労継続支援B型	巨理町	平成二十四年十月二日

○宮城県告示第九百六十一号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
五十五	農産物漬物	曲竹生活改善クラブ 代表 我妻君代	かあちゃん漬工房	刈田郡蔵王町大字曲竹字桜所十五

二 認証年月日

平成二十四年十一月十三日

○宮城県告示第九百六十二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品

を次のとおり認証した。

平成二十四年十二月二十一日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号 八十六	品目 宮城県産 仙台味噌	申請者の氏名 又は名称 有限会社今野醸造 代表取締役 今野昭夫	製造業者の名称 又は屋号 有限会社今野醸造	製造所等の所在地 加美郡加美町下新田字小原五
-------------	--------------------	--	-----------------------------	---------------------------

二 認証年月日

平成二十四年十二月十三日

○宮城県告示第九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理事業

二 施行者の名称

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

三 事務所所在地

岩沼市三色吉字鶴五番地の一

四 換地処分の年月日

平成二十四年十一月三十日

○宮城県告示第九百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和町土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十四年十一月十九日	平渡 高志	大和町鶴巢下草字迫十五番地	理事
平成二十四年十一月十九日	大畑 洋一	大和町鶴巢北目大崎字塚五十二番地	理事
平成二十四年十一月十九日	小川 清一	大和町鶴巢鳥屋字猿田三十一番地	理事
平成二十四年十一月十九日	千坂 寛	大和町鶴巢大平字北一ツ山十七番地	理事
平成二十四年十一月十九日	文屋 儀一	大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事
平成二十四年十一月十九日	大和田 清一	大和町落合三ヶ内字山畑百七十九番地の一	理事
平成二十四年十一月十九日	三橋 正勝	大和町落合松和田字八幡堂六十七番地の一	理事
平成二十四年十一月十九日	小畑 信一郎	大和町落合松和田字万五郎二番十八番地の一	理事
平成二十四年十一月十九日	千葉 栄一	大和町落合報恩寺字上ノ山二十六番地	理事
平成二十四年十一月十九日	桜井 幹夫	大和町鶴巢北目大崎字一本柳九十七番地	監事

二 退任した者

平成二十四年十一月十九日	横橋 栄一	大和町落合松坂字堂ノ前三十二番地の九	監事
--------------	-------	--------------------	----

平成二十四年十一月十八日	大崎 勝治	大和町鶴巢大平字切払一番三十七番地の二	理事
平成二十四年十一月十八日	高橋 俊一	大和町鶴巢北目大崎字岸五十四番地	理事
平成二十四年十一月十八日	佐藤 徳郎	大和町鶴巢鳥屋字町場十一番地	理事
平成二十四年十一月十八日	大畑 洋一	大和町鶴巢北目大崎字塚五十二番地	理事
平成二十四年十一月十八日	大和田 清一	大和町落合三ヶ内字山畑百七十九番地の一	理事
平成二十四年十一月十八日	文屋 儀一	大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事
平成二十四年十一月十八日	小畑 信一郎	大和町落合松和和字万五郎二番十八番地の一	理事
平成二十四年十一月十八日	千坂 正行	大和町落合松和和字八幡堂四十番地	理事
平成二十四年十一月十八日	千葉 栄一	大和町落合報恩寺字上ノ山二十六番地	理事
平成二十四年十一月十八日	桜井 幹夫	大和町鶴巢北目大崎字一本柳九十七番地	監事
平成二十四年十一月十八日	横橋 栄一	大和町落合松坂字堂ノ前三十二番地の九	監事

○宮城県告示第九百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、金洗堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

二 退任した者

平成二十四年十二月四日	高橋 一郎	黒川郡大衡村大衡字松本二	理事
平成二十四年十二月四日	早坂 豊弘	黒川郡大衡村大衡字座府六十二	理事
平成二十四年十二月四日	渡辺 一正	黒川郡大衡村大衡字小沓掛四十八	理事
平成二十四年十二月四日	松井 正記	加美郡色麻町大字下本町二十六	理事
平成二十四年十二月四日	堀籠 龍哉	黒川郡大衡村大瓜字中島四十八	理事
平成二十四年十二月四日	早坂 良博	加美郡色麻町大字小原沢八	理事
平成二十四年十二月四日	佐々木 金彌	黒川郡大衡村大衡字尾西四十の二	理事
平成二十四年十二月四日	吉田 耕作	加美郡色麻町大字下本町一の一	理事
平成二十四年十二月四日	跡部 昌洋	黒川郡大衡村駒場字上推路三十七	理事
平成二十四年十二月四日	跡部 昌洋	黒川郡大衡村駒場字上推路三十七	理事

平成二十四年十二月三日	早坂 豊弘	黒川郡大衡村大衡字座府六十二	理事
平成二十四年十二月三日	渡辺 一正	黒川郡大衡村大衡字小沓掛四十八	理事
平成二十四年十二月三日	松井 正記	加美郡色麻町大字下本町二十六	理事
平成二十四年十二月三日	堀籠 龍哉	黒川郡大衡村大瓜字中島四十八	理事
平成二十四年十二月三日	早坂 良博	加美郡色麻町大字小原沢八	理事
平成二十四年十二月三日	佐々木 金彌	黒川郡大衡村大衡字尾西四十の二	理事
平成二十四年十二月三日	吉田 耕作	加美郡色麻町大字下本町一の一	理事
平成二十四年十二月三日	跡部 昌洋	黒川郡大衡村駒場字上推路三十七	理事

平成二十四年十二月三日	高橋 一郎	黒川郡大衡村大衡字松本一	理事
-------------	-------	--------------	----

○宮城県告示第九百六十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、巨理土地改良区役員の住所変更について、次のとおり届出があった。
 平成二十四年十二月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所
 所長 薩 川 昌 則

役職名	変 更 後		変 更 前	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
理 事	阿部 俊一	巨理郡巨理町字悠里一番地 五三・五	阿部 俊一	巨理郡巨理町字東郷九番地 五三・五
監 事	齋藤 武道	巨理郡巨理町字悠里一番地 八・一	齋藤 武道	巨理郡巨理町字東郷九番地 八・一

○宮城県告示第九百六十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、荒川堰土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十四年十二月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年十月十日	遠藤 悦次	加美郡色麻町一の関字原屋敷一番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 柴田郡川崎町大字川内字七曲山百七十一番一及び百七十一番一地先の道の一部
 柴田郡川崎町大字前川字槻木五十六番地一
 株式会社カワサキ
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十四年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 購入物品及び数量 普通旋盤 十組
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十五年三月二十七日（水）
 - 4 納入場所 宮城県水産高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇

二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年十二月二十七日(木)午後五時までに提出すること。
三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 直美 電話〇二二・二二一・三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年十二月二十七日(木)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月二十八日(金)から平成二十五年一月七日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年一月七日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年一月九日(水)午前九時から平成二十五年一月十日(木)午後五時
まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

<p>イ 日時 平成二十五年一月十日(木)午後五時</p> <p>口 場所 2(同じ)</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所 平成二十五年一月十一日(金)午前十時二十分 宮城県行政庁舎一階第一入札室</p> <p>四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第一号の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Engine lathes - 10 sets</p> <p>2 Deadline for Delivery : Wednesday, March 27, 2013</p> <p>3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Fisheries Senior High School</p>	<p>4 Deadline for Bid : Thursday, January 10, 2013, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL: 022-211-3333</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。 平成二十四年十二月二十一日</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 購入物品及び数量 ロボット・CNC学習システム 一式</p> <p>2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 納入期限 平成二十五年三月二十七日(水)</p> <p>4 納入場所 宮城県気仙沼向洋高等学校</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。</p> <p>5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ</p>
---	---

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年十二月二十七日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 直美 電話〇二二・二二一・三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年十二月二十七日(木)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月二十八日(金)から平成二十五年一月七日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年一月七日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年一月九日(水)午前九時から平成二十五年一月十日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年一月十日(木)午後五時

<p>口 場所 2に同じ)</p> <p>八 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの口時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所</p> <p>平成二十五年一月十一日(金)午前十時 宮城県庁舎二階第一入札室</p> <p>入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Robot Computer Numerical Control (CNC) training system - 1 set</p> <p>2 Deadline for Delivery : Wednesday, March 27, 2013</p> <p>3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Kesennuma Koyo Senior High School</p>	<p>4 Deadline for Bid : Thursday, January 10, 2013, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL: 022-211-3333</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。 平成二十四年十二月二十一日</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 購入物品及び数量 FMS実習装置 一式</p> <p>2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 納入期限 平成二十五年三月二十七日(水)</p> <p>4 納入場所 宮城県気仙沼向洋高等学校</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。</p> <p>5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ</p>
--	---

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年十二月二十七日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 直美 電話〇二二・二二一・三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十四年十二月二十七日（木）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月二十八日（金）から平成二十五年一月七日（月）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年一月七日（月）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十五年一月九日（水）午前九時から平成二十五年一月十日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十五年一月十日（木）午後五時

<p>口 場所 2に同じ)</p> <p>八 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの口時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所</p> <p>平成二十五年一月十一日(金)午前十時十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室</p> <p>入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者</p> <p>五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 詳細は、入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Flexible Manufacturing System (FMS) training system - 1set</p> <p>2 Deadline for Delivery : Wednesday, March 27, 2013</p> <p>3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Kesennuma Koyo Senior High School</p>	<p>4 Deadline for Bid : Thursday, January 10, 2013, 5 : 00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL: 022-211-3333</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese Yen only</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。 平成二十四年十二月二十一日</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 委託業務の名称 県立学校グラウンド除染業務</p> <p>2 委託業務内容 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 委託期間 契約締結の日から平成二十五年三月二十二日まで</p> <p>4 委託業務の場所 宮城県角田高等学校(旧宮城県角田女子高等学校も含む)、宮城県伊具高等学校、宮城県立角田支援学校</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等</p> <p>入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 開札日時までに宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に登録されていること。 なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二一・二一一・三三三五)へ平成二十四年十一月二十八日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。</p> <p>3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを</p>
--	---

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 国等が主催する除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成二十三年十二月二十二日付け基発千二百二十二第六号）の規定に基づく除染等業務に係る作業指揮者に対する教育及び労働者に対する特別教育を受講することにより、除染等業務の作業の指揮及び労働者に対する特別教育を実施する体制が整っていること。

9 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第五十九条第一号から第五号及び第十号に規定された基準を満たすこと。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁施設整備課県立施設班（担当 藤村 卓矢 電話〇二二・二二一・三三三三）

2 入札説明書及び設計図書の交付期限
平成二十五年一月七日午後五時まで

ただし、郵送により入札説明書及び設計図書の交付を希望する場合は、平成二十四年十二月二十八日午後五時までとする。

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年一月七日午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に

おいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等
(一) 日時 平成二十五年一月十六日午後五時まで
(二) 提出場所 1 に同じ

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る委託業務の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所 平成二十五年一月十七日午前十時 宮城県行政庁舎十六階 宮城県教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書及び設計図書の内容の交付を受けない者
 5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二十一条並びに財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十九条及び第一百四十条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載するもの。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもの 無 無

7 契約書作成の取扱 取 取

8 註記の入札説明書 注 注

大 概

Summary

1 Item (s)/Service (s) Required : Decontamination of Miyagi prefectural senior high school playgrounds

2 Period of contract: From the contract conclusion date to March 22, 2013

3 Place of Delivery : Kakuda Senior High School including former Kakuda Girls' Senior High School (Kakuda City, Miyagi), Igu Senior High School (Marumori Town, Miyagi) and Kakuda Special Needs School (Kakuda City, Miyagi)

4 Deadline for Bid : January 16, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection : January 17, 2013, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government Office Building, 16th Floor, Meeting Room, Miyagi Prefecture Board of Education

6 Contact Person : Takuya Fujimura, Prefectural Facilities Section, Facilities Management

Division, Miyagi Prefecture Board of Education Secretariat, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai 980-8423 Japan TEL: 022-211-3353 (Japanese only)

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月21日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年宮城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（認定の取消し等の公表）

第8条 法第7条第1項の規定による認定の取消し、法第22条第1項若しくは法第25条第2項第1号の規定による指示、法第23条第1項若しくは法第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令又は法第24条第1項若しくは法第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令を行った場合は、その内容を行政処分実施結果表（様式第14号）により公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

(1) 公安委員会が当該処分を公表しない特別の事情を認められた場合

(2) 東北運輸局宮城運輸支局長から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合

2 第1項の規定による公表の期間は、当該処分を行った日から起算して2年間とする。様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第14号(第8条関係)

行政処分実施結果表

被 処 分 者	認定証番号	宮城県公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	
主たる営業所が所在 する市区町村		
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会	宮 城 県 公 安 委 員 会	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年1月1日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行前に行った法第7条第1項の規定による認定の取消し、法第22条第1項若しくは法第26条第2項第1号の規定による指示、法第23条第1項若しくは法第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令又は法第24条第1項若しくは法第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令については、なお従前の例による。